○独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ博物館（秩父宮記念スポーツ博物館）諸種料金減免細則

平成15年10月１日平成15年度細則第１号

改正

平成29年３月31日平成28年度細則第22号

令和３年３月30日令和２年度細則第20号

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ博物館（秩父宮記念スポーツ博物館）諸種料金減免細則

（総則）

第１条　この細則は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ博物館（秩父宮記念スポーツ博物館）観覧規程（平成15年度規程第10号）第３条第３項及び独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ博物館（秩父宮記念スポーツ博物館）業務手続規程（平成15年度規程第12号）第30条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）スポーツ博物館（以下「博物館」という。）における観覧料金及び各種手数料の減免措置について、必要な事項を定める。

（観覧料金の減免）

第２条　盲学校、聾学校若しくは養護学校の児童・生徒、身体障害者手帳若しくは知的障害者療養手帳の所持者又は児童福祉諸施設入所の児童・生徒であることの証明のある者に対しては、博物館観覧料金を無料とする。

２　付添者１名については、前項の規定を適用する。ただし、重度の身体障害者で２名以上の付添者を要する場合には、理事長が適当と認める範囲内で付添者に前項の規定を適用することができる。

３　博物館調査及び研修､その他の目的で博物館を観覧する者で理事長が適当と認める者に対しては、博物館観覧料金を無料とする。

（手数料の減免）

第３条　業務手続規程に定める各種手数料については、次に掲げる場合、料金の減免を行うことができる。

（１）　センター及び国並びに公共的機関及び非営利的団体がスポーツ振興に関わる目的で行う事業に使用する場合

（２）　学校その他の教育機関又は当該機関に属する者が学術研究又は教育の用に供する場合

（３）　博物館紹介を主たる目的とする場合

（４）　報道機関による報道用素材として利用する場合

（５）　資料寄贈者、資料寄託者等の求めによる場合

（６）　その他理事長が適当と認める場合

附　則

この細則は、平成15年10月１日から施行する。

附　則（平成29年３月31日平成28年度細則第22号）

この細則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月30日令和２年度細則第20号）

この細則は、令和３年４月１日から施行する。